

各部(局、室)長 様

企画政策部長 浪川 健司

平成 20 年度予算編成方針について(依命通達)

1 財政状況

我が国経済は、景気の堅調により、企業部門、家計部門ともに改善が続いているとされていますが、個人所得の顕著な伸びは見られず、地方税収入の見込みにも影を落としています。これに加え、社会保障関係費などの義務的経費の増や地方交付税改革などにより、地方公共団体の財政運営は、厳しい状況が続いています。

また、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」において、2011 年初頭までに、国の基礎的財政収支の黒字化を図るため、歳入歳出一体改革を継続するとしており、地方においても、行政のスリム化、効率化が更に求められる状況となっています。

当市の平成 18 年度決算は、当初予算編成における経常的経費の見直しや、集中改革プランによる人件費の削減等により、前年度に続いて、実質単年度収支は黒字を達成しましたが、平成 19 年度においては、税制改正による影響額を除いた実質的な税収増は見込めない状況であり、税制改正までの代替財源の制度が廃止され、歳入全体としても大幅な増加は期待し難い状況です。一方、歳出は、佐倉中学校の改築など所要の実施計画事業により増加し、財政調整基金の取り崩しが必要になっており、再び実質単年度収支が赤字となる可能性が高まっています。

更に、平成 20 年度においては、特別交付税や臨時財政対策債の見直し等により、一般財源は減少となり、歳出面においては、国民健康保険における特定健康診断等の実施など制度改正による歳出増や、介護保険特別会計及び国民健康保険特別会計への繰出金、更には一部事務組合負担金など義務的経費の増加が見込まれ、現時点で昨年度(平成 19 年度当初予算編成時)よりも多額の財源不足が見込まれています。

これまでも、集中改革プランなどを通じて行財政構造の見直しを進めているところですが、このような、大変厳しい財政状況の中で、限られた財源をより効果的に配分し、安心して暮らせる地域づくりを展開していくために、平成 20 年度予算の編成にあたっては、再度、事務事業の優先づけを行い、不要不急と確認された事業は延期、中止又は廃止をするとともに、市民が求めるまちづくりを実現するため市長が掲げた政策に重点化しつつ、下記により編成作業を進めるよう通知します。

記

(1)基本方針

大変厳しい財政状況の中にあることから、引き続き「持続可能な佐倉市財政の確立」を前提とする予算編成を実施する。経常的事務事業については、事務コストの更なる削減を図り、行政の効率化を推進するものとする。政策を推進する事業については、平成 19 年 4 月の選挙において市長がマニフェストに掲げた政策を中心に、第 3 次佐倉市総合計画後期基本計画事業の中から厳選して実施するものとする。

(2)編成作業

予算編成作業については、個別査定方式と枠配分方式の併用型により行うこととし、各部局における自主的な見直しを推進するため、義務的な経費を除く経常的経費は、各部局室への枠配分方式によることとする。枠配分内要求では対応できない新規事業、重点事業については、後期基本計画の実施計画に基づき臨時的経費の政策的経費として精査を行う。また、予算案の決定にあたり、予算要求や見積の状況を随時公表するとともに、各方面の市民のかたがたに意見を求め、それを参考に最終案を決定するものとする。

(3)将来債務の削減

建設事業等に係る市債については、受益と負担の均衡の点から、県知事の同意が得られる見込みのものを積極的に財源として活用するが、将来債務残高を減少させる点から、市債全体の発行総額は、公債費の元金償還金の額を超えない範囲とする。

2 留意事項

【総括的な事項】

(1) 市民意見の反映

要求にあたっては、市民意識調査、佐倉市財政運営検討委員会、佐倉市補助金等検討委員会及び佐倉市行政活動成果評価懇話会からの提言、監査意見及び議会での審議等を踏まえて、事務事業の見直しを行うこと。なお、編成作業の過程での公表や市民のかたがたに意見を求めることを念頭に、関係書類について、一層わかりやすい表現をするよう努めること。

(2) 行政サービスとしての妥当性の検証

それぞれの事業について、佐倉市市民協働の推進に関する条例の趣旨に基づき行政と市民の役割分担を再点検のうえ、本来行政が税を投入して実施すべきものか、原点に立ち返り、適切な実施主体は誰かを再検討すること。

(3) 事業の効率化

経常的経費を充てる事業等継続的な事業については、社会環境や市民ニーズが大きく変化している現状を踏まえ、集中改革プランにもとづき事業の役割や効果を勘案し、廃止、中止を含めて必要性を再度検討し、最低限必要と思われるもののみを要求すること。継続する事務事業については、生産性を高めコストの削減を図るとともに、年度経費の平準化、事業規模、実施期間の見直し等を行うこと。

(4) 予算編成における PDCA の強化

全ての事業について、平成 18 年度決算における主要施策の成果説明書及び事業成果測定等を利用し、効果を数値等により具体的に確認したうえで予算要求を行うこと、特に、新規事業、拡大部分については、想定される事業効果を明示すること。

【歳入に関する事項】

(1) 歳入の根幹となる市税については、税制改正の動向、経済情勢などを勘案し、適正に見積るとともに、あらゆる徴収率向上策を講じること。

(2) 使用料・手数料については、市民負担の公平の観点から見直しを行うとともに、収納率向上に努めること。また、従来は無料としていたものについても受益と負担の適正の観点から、有料化についても検討すること。

- (3) 国・県支出金については、国、県の動向を十分見極め、本市のまちづくりの方向性に合致するものをよく調査し、積極的な確保に努めること。
- (4) 例えば広告収入等、創意工夫による新たな財源の確保についても検討すること。
なお、新規に開発した財源の歳入額については、原則として歳入所管部の歳出経費に充てる方針である。

【歳出に関する事項】

- (1) 資源の有効活用の観点から、既存の施設の積極的な活用を図るとともに、指定管理者制度の活用や民間への委託など、コストと効果の観点から施設の統廃合などをも含めた根本的な見直しを図り、効率的な施設の管理運営の実現及び経費の抑制に努めること。
- (2) 情報システム経費については、市民サービスの向上と事務の効率化を進める点から、利用状況、費用対効果を精査し、有効性に乏しいシステムは廃止、統合等を行い、効率的なシステム運営を図ること。
- (3) 市補助金については、佐倉市補助金等検討委員会からの提言に基づき、補助の成果を客観的に評価し、必要な場合は抑制、削減、整理合理化等に努めること。
特に平成 20 年度予算においては、厳しい財政状況を鑑み、一部を除き、一律 10%の削減を実施する方針であるので、要求にあたり留意すること。
- (4) 事務費等のいわゆる管理コストとなる経費については、更に精査をし、最低限必要な経費のみを要求すること。特に、需用費、報償費の一部について、一律の削減を実施する方針であるので、要求にあたり留意すること。

【その他の事項】

- (1) 特別会計については、特別会計としての収支の均衡を確保する趣旨から保険税、保険料、使用料などの負担の適正化を図ること。
- (2) 公営企業会計については、企業性格を十分に発揮し、経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算の確保に努め、一般会計との経費負担区分を明確にするとともに、事業収入の確保、業務運営の合理化・健全化を図り、その事業目的を達成するように努めること。

3 予算要求基準等

すべての予算要求は次に掲げる基準等によることとし、別途通知する平成 20 年度佐倉市予算要求事務要領に沿って行うこと。

【総括的な事項】

- (1) 歳出要求については、別紙のとおり、経常的経費 3 区分(義務的経費、準義務的経費、通常一般経費)、臨時的経費 2 区分(政策的経費、通常特別経費)計 5 区分とし、区分ごとに要求方法が異なるので注意すること。
- (2) すべての事務事業について、部内で十分な精査及び調整を行い、部内で積算基準等に偏りがないようにすること。

【歳入に関する事項】

- (1) 建設事業等に係る市債については、県知事の同意が得られる見込みのものを要求すること。

【歳出(経常的経費)】

- (1) 義務的経費及び準義務的経費は、法令等に基づく所要額を積算し、十分に精査のうえ要求すること。
- (2) 通常一般経費(義務的経費及び準義務的経費以外の経常的経費)については、別に示す「通常一般経費に係る配分枠(一般財源ベース)」の範囲内で、部局室ごとに施策を精査、調整して要求すること。なお、部局室ごとに配分するので、この編成方針に沿った中で、部内の各課の要求額、要求内容は部内で調整できるものとする。

【歳出(臨時的経費)】

- (1) 政策的経費については、特に市長が指示したものを除き、実施計画に計上された事業を再度精査し、特に必要と判断されるもののみを要求すること。また、要求額は計画計上額を限度とすること。
- (2) 臨時的経費で実施計画に計上されていないを経費(通常特別経費)は、必要不可欠な経費のみ、その最低限度を要求すること。